

CHIBA-LABO利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、千葉市が実施する会員制の起業家支援事業「CHIBA-LABO」(以下「支援事業」という。)の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 利用会員

支援事業の利用を申し込み、所定の審査を経て、その利用の許可を受けたCHIBA-LABOの利用者をいう。

(2) 入会

支援事業のサービスを受けることができる利用会員になることをいう。

(3) 利用料金

支援事業のサービスを受けるため、利用会員の利用形態に応じて毎月定額制により課金される料金をいう。

(4) 利用にかかる付帯サービス料金

支援事業のサービスを受けるため、従量制により課金される料金をいう。

(利用時間等)

第3条 支援事業によるサービスを受けられる時間(以下「利用時間」という。)は午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日。)は除く。

2 前項に規定する利用時間のうち、支援事業によるサービスを受けられる時間を、利用会員の区分により別表のとおりとする。

(入会の要件)

第4条 利用会員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、法人・個人等は問わないものとする。

(1) 新たに創業しようとする者又は支援事業の利用を開始する時点で創業後5年を経過しない者

(2) 千葉市の産業振興に寄与することが期待される事業を行う者

(3) CHIBA-LABOを事業活動の本拠とする者

(4) CHIBA-LABOからの退去後、千葉市において事業活動を行う意思を有する者

(5) 第7条第1項第1号から第3号までに規定する利用不許可の事由に該当しない者

2 前項の要件を満たさない者であっても、特に市長が認めた場合は、前項の規定は適用しないものとする。

(利用会員の募集)

第5条 千葉市は、入会を希望する者を募集するにあたっては、募集要項を定めた上で公募するものとする。

(入会の申請)

第6条 入会を希望する者（以下「利用申請者」という。）は、本規約を遵守することに同意の上、CHIBA-LABO利用申請書（様式第1号。以下「利用申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、千葉市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業概要説明書（様式第2号）
- (2) 市町村民税又は特別区民税の納税証明書
- (3) 個人にあつては、次に掲げる書類
 - ア 住民票の写し
 - イ 履歴書
- (4) 法人にあつては、次に掲げる書類
 - ア 法人の登記事項証明書の写し（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - イ 都民税の納税証明書（主たる事務所が特別区内にある場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の利用申請書は、利用を開始しようとする日の属する月の前月20日までに市長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第7条 市長は、前条に規定する利用申請書を受理した場合は、これを審査し、支援事業の利用を許可したときはCHIBA-LABO利用許可書（様式第3号。以下「利用許可書」という。）を、前条に規定する利用申請者が次の各号に該当するときは許可をしないものとし、CHIBA-LABO利用不許可通知書（様式第4号）を、利用申請者に交付するものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) CHIBA-LABOを破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、支援事業の管理・運営上支障があると認められるとき。

2 利用の許可にかかる支援事業の利用期間は、1年以内とする。

3 前項の利用期間は、市長が特に必要があると認めるときは、第11条に定めるところにより更新することができる。

(利用の取消し・退会)

第8条 利用会員がその利用を取り消し、退会するときは、あらかじめCHIBA-LABO利用取消届（様式第5号。以下「利用取消届」という。）に利用許可書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の利用取消届は、その利用を取り消し、退会しようとする日の属する月の前月20日までに市長に提出しなければならない。

(住所の使用)

第9条 利用会員が、事業活動のためにCHIBA-LABOの住所を使用しようとするときは、CHIBA-LABO住所使用許可申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。法人の登記に使用しようとするときも同様である。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときはCHIB

A-L A B O住所使用許可書（様式第7号）を、許可しないときはC H I B A-L A B O住所使用不許可通知書（様式第8号）を、利用会員に交付するものとする。

（利用の許可にかかる事項の変更）

第10条 利用会員は、支援事業の利用の許可にかかる事項を変更しようとするときは、C H I B A-L A B O利用許可事項変更申請書（様式第9号。以下「変更申請書」という。）に利用許可書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の変更申請書は、利用の許可にかかる事項を変更しようとする日の属する月の前月20日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の変更申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときはC H I B A-L A B O利用許可事項変更許可書（様式第10号）を、許可しないときはC H I B A-L A B O利用許可事項変更不許可通知書（様式第11号）を、利用会員に交付するものとする。

（利用期間の更新）

第11条 第7条第3項の規定による支援事業の利用期間の更新（以下「利用期間の更新」という。）は、入会した日から引き続いて利用する期間が5年を超えない範囲内において行うものとする。

2 利用期間の更新を受けようとする利用会員は、利用期間が満了する日の1月前までに、C H I B A-L A B O利用期間更新申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）当該更新にかかる申請時における事業活動等が明らかとなる書類

（2）当該更新にかかる申請日の属する事業年度の翌事業年度にかかる事業計画書及び収支計画書等

（3）市町村民税又は特別区民税の納税証明書

（4）個人にあつては、次に掲げる書類

ア 住民票の写し

イ 利用期間の更新にかかる申請日の直近1年分の確定申告書の控えの写し

（5）法人にあつては、次に掲げる書類

ア 法人の登記事項証明書の写し（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

イ 利用期間の更新にかかる申請日の直近1期分の決算書

（6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、利用期間の更新を許可したときはC H I B A-L A B O利用期間更新許可書（様式第13号）を、許可しないときはC H I B A-L A B O利用期間更新不許可通知書（様式第14号）を、利用会員に交付するものとする。

（利用の制限等）

第12条 市長は、利用会員が次の各号のいずれかに該当するときは、支援事業の利用を制限し、若しくは停止し、第7条第1項に規定する支援事業の利用の許可を取り消し、又は支援事業からの退去を命ずるとともに、強制退会処分とすることができる。

（1）本規約並びに支援事業の管理・運営に関連して作成、告知された規則等に違反したとき。

（2）偽りその他不正の手段により支援事業の利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

- (3) 第7条第1項第1号から第3号までに規定する利用不許可の事由が発生したとき。
- (4) 支援事業を管理・運営する者の管理上の指示に従わないとき。
- (5) 利用料金ならびに利用にかかる付帯サービス料金を3月以上滞納したとき。
- (6) 千葉市及び支援事業を管理・運営する者、又は他の利用会員の業務に妨害を与えたとき。
- (7) 個人にあつては、死亡したとき。
- (8) 会社にあつては、会社法（平成17年法律第86号）第471条各号に掲げる事由により解散したとき。
- (9) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (10) 銀行取引の停止もしくは差押、仮差押、仮処分、強制執行等を受けたとき。
- (11) 禁固刑以上の刑が確定したとき。
- (12) 政治活動、宗教活動等に利用したとき。
- (13) その他、支援事業の管理・運営上支障があると認められるとき。

（利用の許可の取消し）

第13条 市長は、前条の規定により支援事業の利用の許可を取り消したときは、CHILD LABO利用許可取消通知書（様式第15号）を当該取消しにかかる利用会員に交付するものとする。

（利用料金等）

第14条 利用会員は、千葉市に対し、支援事業の利用にかかる利用料金等を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表のとおりとする。
- 3 利用会員は、毎月20日までに翌月分の利用料金を、所定の方法により支払うものとする。ただし、利用初月の利用料金にかかる支払時期等については、千葉市が別に定めることができる。
- 4 利用会員は、千葉市が別に定める入会金を、利用初月の利用料金とともに支払うものとする。
- 5 千葉市は、従量制により課金される利用にかかる付帯サービス料金について、月次集計し、利用会員に請求するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第15条 利用会員は、その利用の権利を第三者へ譲渡、又は転貸してはならない。

（損害賠償）

第16条 利用会員が、故意又は過失等の理由により、第三者に損害を与えたとき、支援事業及び物品を滅失、損傷又は亡失したとき、支援事業の利用に際して貸与された物品を汚損、破損、紛失したときは、利用会員の負担においてその損害を賠償しなければならない。

（遵守事項）

第17条 利用会員は、支援事業を管理・運営する者の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく壁、柱、柵等にはり紙をし、又は釘類等を打たないこと。
- (2) 立ち入りを禁止した区域に立ち入らないこと。

(3) 所定の場所以外で喫煙又は火気の使用をしないこと。

(4) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、支援事業の利用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表

利用会員の区分	利用時間	利用料金	
		基本料	専用ロッカー料
フルタイム会員	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日。）を除く。	1月につき 14,000円	1月につき 3,000円
デイトム会員	午前9時から午後6時まで。ただし、日曜日及び年末年始を除く。	1月につき 10,000円	
ナイト&ホリデイ会員	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く月曜日から金曜日までの午後6時から午後9時まで、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日及び年末年始を除く。	1月につき 5,000円	

備考

- 1 利用会員のうち、学生の利用にかかる基本料は、この表に掲げる基本料の2分の1の額とする。
- 2 同一利用会員が複数名で利用する場合にあっては、2人目以降の基本料をこの表に掲げる基本料の2分の1の額とする。（ただし、利用会員が学生の場合を除く。）